はじめに

本手引きは、子どもの虐待に関する基本的な対応のあり方を示す手引きとして平成 11 年 3 月に作成され、その後、平成 12 年の「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 12 年法律第 82 号)の制定、さらに、平成 16 年の「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 30 号)及び「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 153 号)の成立、平成 19 年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 19 年法律第 73 号)及び平成 20 年の「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 85 号)の成立を受け、逐次改正を行ってきた。

今般、平成23年の「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)の成立、施行を受けて本手引きの改正を行った。さらに、平成16年の児童福祉法改正により市区町村が子ども虐待の通告窓口となって以降、児童相談所と市区町村がより連携した取り組みを行うことが求められていることから、今般の改正においては市区町村においても活用できる手引きとして策定した。

なお、子ども虐待への対応については、本手引きによるほか、児童相談所にあっては「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日雇児発第133号)(以下、「児童相談所運営指針」という。)等を、市町村においては、「市町村児童家庭相談援助指針」(平成17年2月14日雇児発第0214002号)(以下、「市町村児童家庭相談援助指針」という。)等を参照のこと。